

# 教育的観点からの

# 合理的配慮の提供に関するガイド

平成 28 年 4 月 1 日から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（「障害者差別解消法」）が施行され、合理的配慮の不提供が禁止されます。

## 合理的配慮

障がいのある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障がいのある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものであり、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの



## 目次

本ガイドの活用に当たって .....	1
学校における合理的配慮の提供と基礎的環境整備 .....	2
合理的配慮の提供の決定までのプロセス .....	4
合理的配慮の提供に関するQ & A	
Q 1 診断書等がない子どもへの合理的配慮はどう考えたらよいのか -	8
Q 2 合理的配慮において、本人・保護者の意思の表明がない場合は、 どうしたらよいのか .....	9
Q 3 学校においては、障がいのある子どもが、障がいのない子どもと 共に学べるようにするために、合理的配慮を提供するのであれば、 特別支援学校における合理的配慮はどう考えたらよいのか ----	10
Q 4 定期考査や入学試験等における合理的配慮の提供について、どう 考えればよいのか .....	11
Q 5 本人・保護者から意思の表明のあった合理的配慮について、全て 提供しなければならないのか .....	12
Q 6 平成28年4月1日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関 する法律」が施行されるが、留意すべきことは何か .....	13
指導例	
1 学習障がいのAさん(小学6年生) .....	14
2 注意欠陥多動性障がいのBさん(中学2年生) .....	16

## 本ガイドの活用に当たって

このガイドは、特別な教育的ニーズのある子どもたちが、学校において安心して学び、楽しい学校生活を送りながら、持っている能力を最大限に伸ばすことができるようにするための合理的配慮の提供に関する考え方をまとめたものです。

平成26年(2014年)1月20日、日本政府は「障害者の権利に関する条約」を批准しました。同条約の第24条「教育」では、インクルーシブ教育システムの構築を図るとともに、障がい者の権利の実現のために必要なことの一つとして、「個人に必要とされる合理的配慮が提供されること。」が示されています。また、第2条「定義」において、「障害を理由とする差別には、あらゆる形態の差別(合理的配慮の否定を含む。)を含む。」とされていることについても十分に認識しておく必要があります。

学校にはどの教室にも、授業に集中して取り組むことが難しい子どもや、基礎的な内容が定着しにくい子どもが見られます。中には、友だちとのトラブルが絶えない子どもや、理由がはっきりと分からないまま不登校になってしまう子どももいます。

このような子どもたちの中には、障がいのある子どもが含まれていることがあります。中でも、小・中学校の通常の学級や高等学校で学んでいる子どもについては、本人の障がいの有無だけが注目され、障がいがあるという理由だけで通常の学級ではなく、特別な教育の場の必要性のみが対応として考えられてしまうことがあります。

しかし、今後、先に述べた条約の理念を踏まえた対応を図るには、学校全体の支援体制や学習・生活指導など様々な観点からそれまでの指導や支援を振り返り、可能な限りほかの子どもたちと共に学ぶことに配慮しながら合理的配慮を検討し、本人・保護者との合意形成を図りながら実践していくことが求められます。

このような状況を踏まえ、これまで県では、特別支援教育エリアサポート体制強化事業(文部科学省委託事業「インクルーシブ教育システム構築モデル事業」)に取り組み、県内の認定こども園、幼稚園・保育所、小・中・高等学校等及び特別支援学校から合理的配慮の実践事例の収集を行い、その一部を事例集としてまとめました。また、国におきましても、本県を含め全国のモデル地域から報告された実践事例を蓄積し、国立特別支援教育総合研究所においてデータベース化し、インターネットで公開しています。

合理的配慮の実践に当たっては、管理職をはじめ全ての教師が、「障がいのある子どもたちが障がいのない子どもたちと共に学ぶ姿」を追求する姿勢をもつことが大切です。

本ガイドを、今後の合理的配慮の検討に活用していただくとともに、教職員の意識向上をはじめ学校全体の特別支援教育の一層の推進に役立てていただきたいと思います。

平成28年3月

宮崎県教育庁特別支援教育室